

お気軽にご相談ください 予要予約 電予 予約は電話のみ 10月の各種無料サポートガイド

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談 電予	10月7日(水) (受付10月1日(木)午前8時30分～10月28日(水) (受付10月20日(火)午前8時30分～11月11日(水) (受付11月2日(月)午前8時30分～午後1時15分～5時、各回先着7人)	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 FAX(36)5553
司法書士相談・行政相談 (詳しくは15ページ)	14日(水) 午後1時～4時 (受付 同日午後0時30分～3時30分)	アクア21(イオン近江八幡店2番街)1階センターコート	人権・市民生活課 TEL(36)5881・FAX(36)5553
人権相談	22日(木) 午後1時～4時	市役所2階 A会議室	
職業相談	13日(火) 午前9時30分～11時30分	八幡子どもセンター	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	13日(火) 午後1時30分～3時30分	八幡東子どもセンター	
	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ハローワークプラザ近江八幡	ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談) 予	23日(金) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談 予	10月5日(月) 午前9時～午後8時	近江八幡商工会議所	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	11月2日(月) 午前9時～午後8時	安土町商工会	近江八幡商工会議所 TEL(33)4141 安土町商工会 TEL(46)2389
農業相談	10月1日(木)、11月2日(月) 午前9時30分～11時30分	総合支所 消防指令室	農業委員会 TEL(36)5520・FAX(46)5320
介護者のつどい (詳しくは24ページ)	21日(水) 午後1時30分～3時 *高齢のご家族を介護されている人対象	ひまわり館2階 研修室3	長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
教育相談 (市内在住の幼児・小・中学生とその保護者対象)	月～金曜 午前9時～午後4時30分	教育相談室(マナビィ2階)	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877
保育人材バンク 『出張就職相談』 予	10月16日(金)、11月20日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	【問】滋賀県保育士・保育所支援センター TEL077(516)9090 【申】滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
一日年金相談所 予	12月3日(木) 午前10時～午後4時	ひまわり館2階 研修室1	草津年金事務所お客様相談室 TEL077(567)1311
心配ごと相談	月～金曜の偶数日 午後1時～4時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
福祉の困りごと相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	
退職男性のための 地域活動相談	12日(月)・26日(月) 午後1時～3時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	
保護司相談	27日(火) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポートセンター(総合支所3階)	近江八幡・竜王更生保護サポートセンター TEL(46)3141(内線345)
税務相談 予	10月8日(木)、11月5日(木) 午前10時～午後4時	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	23日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫八幡西出張所	県行政書士会湖東支部(江南事務所) TEL(47)7517・FAX(47)8507
無料健康相談	5日(月)・13日(火)・21日(水)・29日(木) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725

毎月1日は人権を考える日

「近江八幡市人権啓発カレンダー2020」から作品を紹介します。

◆メッセージ部門

「あいさつは、
なかよくなれる、
だいいっぱい」

岡山小学校
富田 琥太郎さん

◆ポスター・絵手紙部門



江南 ひでさん



八幡東中学校 ▶
植田 葉月さん



近江八幡市消費生活センター発

若者の消費者トラブル増加中 気をつけて!

令和元年度、滋賀県内の消費生活相談の総数は13,416件で、そのうち29歳以下の若者からの相談は1,386件と前年度と比較して35%も増加しました。

若者からの相談が急増した要因には、通信販売の定期購入、エステやマルチ商法、また、副業で高収入を得られると称して販売される情報商材の相談などが増えたことがあげられます。

契約をするときに高額なクレジット契約を結んだり、消費者金融で借金をして支払ったりした事例もあります。若者の中でも特に20歳～22歳からの相談件数が多くなっています。未成年者が親などの同意を得ずに行った契約は取り消せる場合もありますが、成人するとこのような保護はな

くなります。法律上は一人前の大人として扱われる一方、社会経験などがまだ乏しいために、悪質な業者が20歳になったばかりの若者を狙い撃ちに行っていると考えられます。令和4年4月には成人年齢が18歳に引き下げられるため、さらにトラブルが拡大することが心配されます。

いったん契約をすると自己都合で簡単にやめることはできません。相手の言うことをうのみにせず、少しでも怪しいと感じたら契約をせず、きっぱり断ることが大切です。

トラブルになった場合、すぐに消費生活センターに相談してください。



消費者トラブルで困ったらご相談ください!

近江八幡市消費生活センター(人権・市民生活課内)

TEL(36)5566・FAX(36)5553 消費者ホットライン

いやや
188



トクある防災

Vol.7 万一の災害時の情報・通信編



今回は、万一の災害時の情報・通信手段について学びましょう。

第1問 災害時の安否の連絡は、携帯電話があれば大丈夫?

①はい ②いいえ

第2問 災害時の安否確認には、SNSも役に立つ?

①はい ②いいえ

第3問 災害時に役に立つスマホアプリには、どんなものがある?

- ①ラジオ
- ②懐中電灯
- ③最寄りの避難所を探す

問 近江八幡市消防団 OFL 分団(危機管理課内)

TEL(33)4192・FAX(33)4193

第1問の答え ②いいえ

安否確認のために複数の手段を知っておきましょう。主なものとして、「NTTの災害用伝言ダイヤル(171)」「NTTの災害用伝言板(web171)」のほか、各携帯電話会社の災害用伝言板があります。事前にこれらのサービスの使い方を確認しておきましょう。※毎月1日・15日や防災週間(8月30日～9月5日)などは体験利用が行えます。



第2問の答え ①はい

LINEやTwitter、FacebookなどのSNSは東日本大震災や熊本地震など、電話が繋がらない中での安否確認の手段として有効でした。連絡方法は、電話だけでなく、さまざまな方法を活用することが重要です。

第3問の答え 全て正解です。

スマートフォンであれば、ネットでの情報収集以外にさまざまな防災用アプリが使えます。停電などに備えて、携帯電話の充電の確認や、必要に応じてモバイルバッテリーなども準備しておきましょう。また、災害時には多くのデマも出回ります。冷静に判断して行動しましょう。

